御　船　町

「認定こども園」設置･運営事業者募集要項

令和4年１２月策定

御船町こども未来課

目次

１　 募集の趣旨　　　..................................................................Ｐ１

２　 事業の概要　　　.................................................................Ｐ1

３　 応募資格　　......................................................................Ｐ1

４　 設置等の条件　　................................................................Ｐ3

５　 運営等の条件　 ...............................................................Ｐ4

６　 応募方法等　.....................................................................Ｐ5

７　 提案内容の記載方法　 ......................................................Ｐ7

８　 選考及び決定　　 ...............................................................Ｐ8

９　 留意事項　　　　..................................................................Ｐ9

10　問い合わせ先　　................................................................Ｐ１0

添付資料

１　御船町認定こども園設置運営事業者募集申込書.................　様式第1号

２　施設整備計画書.........................................................　様式第2号

３　資金計画書　　.........................................................　　様式第3号

４　提案内容説明書.........................................................　様式第4号

５　誓約書　...................................................................　様式第5号

６　御船町認定こども園設置運営事業者募集申込に係る辞退届.　様式第6号

７　御船町認定こども園設置運営事業者募集申込に係る質問書...様式第7号

８　提出書類一覧..............................................................別紙1

１　募集の趣旨

御船町（以下「町」という。）は、急増する保育需要及び多様化する保育幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図るため、新たに認定こども園の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2　事業の概要

（１） 施設の種別

幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

（２） 施設の規模

定員８０人の施設１か所

（３） 施設の所在地

町内の平坦地区

（4）　用地及び施設

　　　 事業者が用地を確保し、施設を建設する。

（5）　開園予定時期

　　　令和6年4月1日

３　応募資格

次に掲げる要件を満たすこと。

(1)　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人（設

立予定者を含む。）又は私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第3条に規定

する学校法人であること。

(2)　社会福祉法人設立予定者は、設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募

すること。また、法人設立予定者が選定された場合は、速やかに法人設立認可を

受けること。

※設立予定者の場合は、設立準備委員会として応募すること。また、仮の団体名

は「（仮称）社会福祉法人○○設立準備委員会」と、代表者の肩書きは「設立

代表者」とすること。「設立代表者」については、代表権を明らかにする設立準

備委員会の議事録等を応募の際に提出すること。

(3) 応募する法人又は法人が運営する施設について、過去3年間において、法令に

基づく改善命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。また、直

近に実施された所管庁の指導監査、実施指導等において、重大な文書指摘を受

けていないこと（ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告が

なされている場合はこの限りではない。）。

(4)　事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること。

(5) 資金計画及び事業計画が適正であり、施設整備等に要する資金負担を確実にできること。

(6)　本募集要項に係る施設の設置及び運営を自ら実施する事業者であり、令和6年4月1日までに開園できること。

(7)　本町の教育・保育及び子育て支援施策を理解し、運営において積極的に協力すること。

(8)　応募する法人及び法人の代表者は、応募時点において認定こども園法第１７条第2項各号に該当しないこと。（法人設立予定者も同様とする。）

(9)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の4の規定に該当しないこと。

(10) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の決定、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、その他これらに準ずる手続き開始の申立てをしていないこと。

(11)　応募する法人及び法人の代表者は国税及び地方税を滞納していないこと（法人設立予定者も同様とする）。

(12)　応募する法人、法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）は、次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと（法人設立予定者も同様とする。）。

ア　暴力団員等（御船町暴力団排除条例（平成２３年条例第１３号。以下条例という。）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　自己、自法人若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

４　設置等の条件

(1)　設置の条件

ア　建設計画が周辺住民に理解されるよう、周辺自治会や地元住民へ十分な説明を実施すること。

イ　施設建築に当たっては、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）等の公的規制について、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、実現可能な整備計画書を提出すること。

ウ　認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号、以下「基準省令」という。）、熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成１９年規則第３５号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令に定められた基準を満たすとともに、遊戯室及び敷地内に基準省令を満たす屋外遊戯場を設けること。

エ　待機児童対策を考慮し、定員の弾力化運用が可能な施設規模の検討に努めること。

オ　障害のある子どもの受入れが行えるよう十分配慮した施設とすること。

カ　入園児の保護者による園児送迎用のための十分な駐車場及び駐輪場を確保すること。

キ　施設の整備に要する費用（建物本体工事費、用地費、造成工事費、調査（文化財調査を含む。）・測量・設計費、外構・付帯工事費、給水装置の新設等の分担金その他一切の費用を含む。）は、事業者の負担とすること。

ク　施設用地は、本要項2「事業の概要」の(3)施設の所在地に示す範囲（土砂災害警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域は除く。）から事業者が選定し確保すること。施設用地が借地である場合は、地上権又は賃借権を設定し登記ができることが確約されており、少なくとも１０年以上の借地が可能で継続的に安定した施設運営ができること。ただし、貸主が国、地方公共団体等の場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

ケ　施設の整備及び認定こども園設置認可等に係る諸手続きは事業者が行うこと。

コ　工事の施工に当たっては、騒音、安全対策、工事車両通行等に留意する等、地域に対して配慮すること。

(2) 建設資金等

ア　事業者は、　御船町補助金交付規則（昭和５３年御船町規則第7号）等に基づき町が支出する補助金等、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により建設事業を実施すること。なお、公的補助の採択が得られない時は、自己資金及び借入金等をもって対応すること。

イ　事業者が、施設整備のために補助金を活用する場合は、補助金の交付の内示前に整備事業に着手することができないため、スケジュール設定や契約時期について留意すること。

ウ　施設整備に当たっては、補助金の申請手続き、更には、事業実施後の検査等に対応すること。なお、補助金は事業精査、財産処分等による返還が生じる場合があるため、予めこれを承知することとし、返還が生じた場合は、町の指定する金額を速やかに返還しなければならない。

５　運営等の条件

(1)　運営全般

ア　令和6年4月1日までに遅滞なく開園できるよう、事業計画及び施設整備計画を立て、園運営に必要な資金及び保育教諭等の人材を確保するよう努めること。

イ　認定こども園の運営は、認定こども園法、基準省令、県条例及び　御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年御船町条例第２５号）、その他関係法令を遵守し施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２９年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づく教育・保育を実施すること。

ウ　保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

エ　認定こども園に勤務する職員の資質の向上を図ること。

(2)　開園日及び開園時間

ア　開園日は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から１２月３１日まで及び翌年1月2日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日までとすること。また、月曜日から金曜日までの開園時間は11時間以上とすること。

イ　認定こども園の保育を必要とする園児の保育時間は、短時間認定（8時間）及び標準時間認定（１１時間）を基本とし、これらの時間を超えて保育を実施する場合は延長保育として取り扱うこと。

(3) 子育て支援事業の実施地域の未就園児やその保護者を対象に、教育及び保育に関する専門性を十分に活用した子育て相談や園庭開放など親子の交流の機会を提供すること。

(4) 食育・給食事業

ア　調理室を設置し、自園で調理し提供すること。ただし、3歳以上児の給食の提供については、一定の要件を満たす場合には外部搬入も可能である。

イ　給食はできる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。

ウ　食事内容や食事環境に十分配慮し、園児や保護者等に対して献立を掲示するなど給食の情報提供を行うこと。

エ　食物アレルギー、離乳食等への特別な配慮を行い、食物アレルギーについては除去食や代替食で対応すること。

(5) 支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入れについては、町全体の入所調整等に協力をすること。

(6) 運営資金等運営方針により計画的な見込みを立て、適正な人員配置、職員採用計画等による運営資金（収支）計画に基づき施設運営を行うこと。また、開園当初は定員に満たないことも想定されるため、余裕をもった資金計画を立てること。

６　応募方法等

(1) 募集スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 募集要項の公表 | 令和4年12月1日（木） |
| 質問書の受付期限 | 令和4年12月16日（金） |
| 応募書類の提出期限 | 令和5年1月13日（金） |
| 一次審査結果通知発送 | 令和5年1月中旬 |
| 二次審査（プレゼンテーション）実施 | 令和5年1月20日（金） |
| 事業者決定、公表 | 令和5年2月上旬 |

(2) 募集要項の公表及び配布

ア　配布期間

　令和4年１２月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く執務時間内）

イ　配布場所　御船町こども未来課（役場1階）

募集要項は、町ホームページから終日ダウンロード可能

ホームページアドレス

(3) 質問書の受付

ア　提出期間　　　 令和4年12月1日（木）から令和4年12月１６日（金）

まで

イ　提出方法　　　「御船町認定こども園設置運営事業者募集に係る質問書」　（様式第7号）に質問事項を電子メールで　御船町こども未来課あてに提出すること。

Ｅ-mail：kosodate@town.mifune.lg.jp

ウ　回答方法　　　 随時、町ホームページに掲載する。最終回答期限は令和4年１２月２８日（水）とする。

(4) 応募書類の提出

ア　提出期間　　 令和4年１２月２３日（金）から令和5年1月１３日（金）まで

（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く執務時間内）

イ　提出場所　　 御船町こども未来課（役場１階）

ウ　提出方法　　 上記提出場所に持参すること。

エ　提出書類　　 提出書類一覧（別紙1）のとおり

オ　提出部数　　 正本1部、副本7部、合計8部（副本は、複写機による写し可）

※書類は、分散しないようＡ４ファイル等で綴じ込み、資料番号をインデック　スで標示すること。

カ　その他

・提出期限を過ぎたものは、受理しない。

・提出された書類等は、返却しない。

・応募に係る一切の費用は、申込者の負担とする。選定されなかったことによる損害も同様とする。

・必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

・受付後に応募を辞退する場合は、令和5年1月１８日（水）までに「御船町認

　 定こども園設置運営事業者募集申込に係る辞退届」（様式第6号）を提出す

ること。

７　提案内容の記載方法

(1)　保育理念及び施設運営の考え方について

ア　保育理念を説明すること。

イ　認定こども園の使命、役割及び運営について、事業者の考え方を説明する

(2)　教育・保育内容について

ア　開園日及び開園時間について提案すること。

イ　教育・保育の目標、ねらい及び指導内容について提案すること。

ウ　支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体

制について提案すること。

(ア)障害のある子ども等への支援体制

(イ)外国籍の子ども等への支援体制

(ウ)虐待等による支援が必要な子ども等への支援体制

(エ)アレルギー症状のある子どもへの対応

（３）　乳児保育、延長保育、一時預かり保育事業等の取り組みについて

乳児保育、延長保育、一時預かり保育事業等について提案すること。また、こ

れらの事業以外で、子育て支援事業等の町の補助金の有無を問わず実施す

る保育サービスについて提案すること。

（４）　園独自の特色ある教育・保育の取り組みについて

園独自の特色ある教育・保育の取り組みや、地域に根差した教育・保育の考え方や取組内容について提案すること。

(５)　安全・衛生管理について

子どもは、その発達上の特性から事故の発生割合が高く、事故に伴う障害は子どもの心身に多くの影響を及ぼすことになる。園内外での事故防止対策はもとより、災害時等に備えての体力づくりや避難訓練、交通安全のための指導、感染症対策等にどのように取り組むかを提案すること。

　　(６)　職員配置について

充実した認定こども園の運営には、ゆとりを持った保育教諭の確保、経験豊かな保育教諭の配置及び栄養士、事務員、調理員等の専門職員の配置が大切である。当該施設を運営するに当たって、どのような職員の配置を考えているか次のア及びイについて提案すること。

ア　年齢児ごとの定員及び最低基準による保育教諭の数を示した上での、配置する保育教諭の数及びその他の専門職員の確保、配置等の運営体制

イ　アで保育教諭及びその他の職員を配置した理由

(７)　職員の研修について

施設長をはじめ職員全員が研修に積極的かつ主体的に参加できるような環境づくりに心がけ、職員の資質の向上を図る必要がある。職員の配置状況や全体的業務などに留意して、体系的及び計画的に研修を実施し、参加するための取組を提案すること。

(８)　家庭及び保護者との信頼関係の構築について

子どもの生活状況、健康状態、事故発生、苦情等に対応するため、家庭との　密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに、保護者の不安解消のための支援を行うことが必要である。家庭及び保護者との信頼関係を築くための取組について提案すること。

(９)　関係機関との連携及び地域との交流・連携について

子どもがその地域で生活するという視点で、日常から地域の保育所、認定こども園、小学校等の関係機関と密接な連携を取るように努めることが大切である。このような関係機関との連携及び地域との交流・連携について、どのように取り組むかを提案すること。

８　選考及び決定

提出された提案については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき町が事業者を決定する。なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果により、すべての提案が本事業実施の目的を達成できないと町が判断した場合は、事業者の決定を行わない。

(1)　選考方法

ア　一次審査（資格等審査）本要項に規定する条件等について、応募書類等により審査する。

イ　二次審査（書類審査及び面接）

一次審査通過者に対し、町が設置する「御船町認定こども園設置運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション、質疑）を実施する。

(2)　二次審査の実施方法等について

ア　二次審査の日程及び詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

イ　二次審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を３５分とし、「プレゼンテーション２０分」「質疑１５分」として実施する。

ウ　プレゼンテーション時に提案できる内容は、応募書類に記載された範囲とする。

エ　実施方法は自由形式とする。希望する事業者は、電子機器（パワーポイント等）を用いて行うことができる。この場合において、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、町において準備する。それ以外は、事業者において用意すること。なお、応募事業者が1者であっても、応募資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施する。また、選考委員会の構成、委員の職及び氏名は、原則として非公開とする。

(3) 選考結果については、事業者あてに通知するとともに、決定事業者の名称等を町ホームページで公表する。

(4) 問合せ応募事業者の内容、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。また、応募事業者、その関係者及びコンサルタント等から町に対して自らの応募書類、計画内容等の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問合せは、審査の公平性を期するため、審査の事前及び事後とも受け付けない。

(5)　審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

９　留意事項

(1)　事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、新制度に適合するための変更を除き、認めない。ただし、サービスの向上につながるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものについてのみ、町と協議の上、認める場合がある。

(2) 事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和6年4月1日までにこの募集要項に基づく認定こども園を開園することができない場合、町は決定事業者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできないものとする。

(3)　町は、次に該当する場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。

ア　本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。

イ　その他の事情により適切な教育・保育事業の実施が困難であると認めるとき。

(4)　決定事業者は、自己の責任において、地域住民及び関係機関と交流、連携及び調整を十分に行うこと。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがある。

(5)　決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守し、町及び県所管部署の指導に従うこと。事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置運営が困難と町が判断した場合には、事業予定者としての決定を取り消すものとする。

(6) 応募のために支出した費用等については、応募事業者の負担とする。また、選定されなかったことによる費用も同様とする。

(7)　応募事業者から町に提出された書類は、情報公開の対象公文書となるので、公開請求があったときは、　御船町情報公開条例（平成１３年　御船町条例第２３号）に基づき公開することがある。

10　問い合せ先

〒861-3296

熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

御船町こども未来課（役場１階）　担当：緒方

096-282-1346（直通）

kosodate@town.mifune.lg.jp